

令和 2年 9月24日総務財政委員会－09月24日

◆吉川守 委員 市長質問も入ってますので、ちょっと中途半端かなと思いますけど、取りあえず一般の質問をやらせていただきたいと思います。

まずは職員の業務管理についてということで、ビジネスチャットの導入、この経過についてお示しをいただきたいと思います。

◎宮本 情報インフラ担当課長 新型コロナウイルス感染症の感染の再拡大に備えまして、職員と市民、職員同士の接触の機会を減らす新しい仕事のスタイル、堺スタイルの働き方を推進するに当たりまして、本年、令和2年6月からビジネスチャットを試験的に導入しております。以上でございます。

◆吉川守 委員 それでは、この試験導入をしているというビジネスチャットについてどのようなものなのか、易しく教えていただきたいと思います。

◎宮本 情報インフラ担当課長 今回試験導入しておりますビジネスチャットは、庁内LANパソコンが接続しております地方公共団体専用の閉域ネットワーク、LGWANの中で提供されているクラウドサービスであり、今年度末までは無償で利用可能なものになります。また、インターネットからも安全にアクセス可能なサービスでありまして、庁内LANパソコンだけでなく、スマートフォンでもメッセージ等をやり取りすることができるものになります。以上でございます。

◆吉川守 委員 庁内のLINEというふうに考えてもいいんですか、でもないんですか。

◎宮本 情報インフラ担当課長 そのような認識でございます。以上でございます。

◆吉川守 委員 それでは、このビジネスチャットのメリット・デメリット、これはどのようなものがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎野村 人事課長 堺スタイルの働き方におきまして、職員と市民、職員同士の接触の機会を減らす仕事のスタイルとして、対面での打合せは極力行わないこととしており、その代替手法としてビジネスチャットは非常に有効と考えております。

試験導入しておりますビジネスチャットはインターネットからも安全にアクセスでき、庁内LANパソコンだけでなく、自宅パソコンやスマートフォン、タブレットなど多様な機

器から安全にメッセージや画像のやり取りを行えるメリットがあり、今後テレワーク、在宅勤務を推進していく上で庁内との連絡や勤怠管理のツールとしての活用が期待できるとともに、緊急時における迅速な安否確認や情報共有にも活用できるものと考えております。

一方で、スマートフォン等でビジネスチャットを利用することにつきましては、勤務時間の管理やサービス上の観点から、整理すべき幾つかの課題があると認識しております。以上でございます。

◆吉川守 委員 デメリットのほうですけども、スマートフォン等で利用した場合に公私のけじめがつかないようなところがあるとお聞きますが、これを解消する、この課題を解消するためにはどのようなものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。

◎野村 人事課長 スマートフォン等でのビジネスチャットの利用につきましては、利便性が高い反面、勤務時間の管理あるいはサービス上の観点から、勤務時間外のビジネスチャットの利用に関するルールを整理する必要があると考えております。以上でございます。

◆吉川守 委員 それでは、ビジネスチャットの活用の今後の方向性、これについてはどのようにお考えなのか、お答えください。

◎野村 人事課長 ビジネスチャットに限らず、テレワーク、在宅勤務など多様で柔軟な働き方を推進していく上では、ＩＣＴを活用したコミュニケーションツールは必要不可欠だと考えております。

今後もＩＣＴイノベーション推進室と連携し、ビジネスチャットを含め、どのようなツールが適切であるか、種々検討してまいります。以上でございます。

◆吉川守 委員 うまく活用ができれば非常に便利なものでありますし、身近なところですぐに役立つものであると考えますけれども、先ほども言いましたように、公私のけじめがつけづらい。働き方改革にもあるとおり、職員の負担が多くならないように、これを十分考えていただいて今後活用していただくことをお願い申し上げまして、この項の質問を終わりたいと思います。

○西田 委員長 吉川守委員の質疑の途中でありますが、この際、午前１１時５分まで休憩いたします。

なお、委員会再開後は、まず市長への質問を行うこととなっております。したがって、吉川守委員の質問については、市長への質問終了後、改めて行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

○午前１１時休憩

○午前 11 時 5 分再開

○西田 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日、本委員会の市長の出席については、午後 0 時 5 分までと時間が限られており、2 名の委員が市長への質問を予定しております。

市長質問の時間につきましては、答弁を含め 1 人 30 分以内となっておりますので、委員の皆様におかれましては、発言時間に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

当局の皆様方におかれましても、質問の要旨を的確に捉え、簡潔に答弁されますように、特にお願いたします。

また、市長への質問以外の項目につきましては、市長への質問終了後に行っていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問を継続いたします。

◆吉川守 委員 そのままということですので、質問させていただきたいと思います。

私の長年の友人であります、ある協議会の委員から、こんなお話がありました。所管から話がありまして、6 年間という規定で、次回の委員には推薦ができない旨の話が最近にあったということでございます。

長らくこの委員を委任を受けて、一生懸命というか、識見もある方ですし、非常に素晴らしい人格者でありますから、当然、続けてという思いを持っておられましたけれども、突拍子に解任ということが言われて、なかなか合点がいかない。今までそんな話は一回もなかったのにもかかわらず、どうなっているのかという問合せでございます。

市の最高責任者である永藤市長の命によって、この改正が行われたのか。この中には、審議会、附属機関を含め 125 の団体があると、私のほうのデータ頂きましたけれども、すごい人数の方々がそれぞれ市政のために一生懸命やっていた。この中には自治連合会、専門委員会、医師会も含めたそういう専門委員会や、我々議会、議選というのもありますし、その投げかけは一切なしに、これを進められたという思いでございます。

例外規定はあるものの、各所管も四苦八苦しているような状況をお聞きをしているところでもありますけれども、この点について、永藤市長、冒頭からではございますけれども、どのようなお考えで、この改正に至られたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎永藤 市長 今回、抜本的な改正を行ったわけではありません。もともとルールがありました。しかし、そのルールが守られていない状況でした。ルールがあったにもかかわらず、理由、それも本当に真剣に考え抜いていただたらいいんですけど、この団体はそのままのいかうかというのが、私も就任してからそういうことが多かったように思うんですね。ですから、自分たちで定めたルールというものは、やはり遵守する姿勢というものは必要だと考えております。

今回、多くの方にルールにのっとって、堺市からお願いもしておりますが、決して、その方たちの識見や人格を否定するものではありません。これまで多大な御尽力をいただいて、本当に感謝をしております。

一方で、なぜ、じゃあ6年と定めたかということ、過去の経緯というのは、私も確認をいたしました。そうすると、様々な視野から多くの方に関わっていただくことで、より審議だったり協議というのが進むことを期待しているということがありました。ですから、その趣旨にのっとるのであれば、やはり今まで御活躍いただいた方、もちろん感謝をしながらも新しい方にも入っていただくことで、より現代の堺市政が進むようにしていきたいと思います。

今回、退任をしていただく皆様には、これまでの御活躍、本当に感謝をいたしますとともに、これからも様々な面で、堺のために御尽力をいただけたらと考えております。

◆吉川守 委員 市長からお話を伺いました。私のところに報告がありましたように、審議会等の設置等に関する指針に基づいて、それを遵守をしていこうということであろうと思います。当局のほうと、それぞれ所管と議論をさせて、今からいただきたいと思います。まずは、令和2年4月、審議会等の委員の選任の見直しを行っている。どのような現状と課題があって実施をされたのか、これから所管のほうからお聞かせをいただきたいと思います。

◎上田 行政経営課長 本市では、平成8年5月に委員の在任期間は3期または6年、兼職数は4職を限度とすることなどを定めました審議会等の設置等に関する指針を策定し、これに基づき委員の選任を行ってきました。

しかしながら、各種団体に委員の推薦を依頼する場合や、学識経験者などで他の者に替え難い理由がある場合は再任を認めてきたため、指針に適合していない状況が多く生じてきました。こうした状況を踏まえ、委員の選任につきましては、附属機関や懇話会など、市長が選任する者を対象に、在任期間の上限を6年に統一し、兼職数も含め、指針に適合した運用の徹底を原則とする見直しを行ったものでございます。以上でございます。

◆吉川守 委員 今お答えがありましたけれども、市長が選任する者ということがありました。先ほども言いましたように、125の機関も含め、それぞれ団体がありますけれども、この中で市長が選任する者の対象外というのはあるんですか。

◎上田 行政経営課長 125と今お話いただきました分につきましては、附属機関、懇話会、専門委員になろうかと思います。こちらの分につきましては、市長が選任する者、全てなっております。

◆吉川守 委員 それでは、なぜ指針に適合していない状況を放置をしてきたのか。平成8年からでしたら、もう24年ですかね、何か、そしてまた、そごがあったのか、この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

◎上田 行政経営課長 市が委員の選任を行っている附属機関及び懇話会につきまして、在任期間、兼職数等の指針との適合を確認するため、委員候補者に関し、附属機関等の所管課には、相手方に依頼を行う前に、行政経営課に事前協議を求めてきました。しかしながら、団体推薦の委員や他の者に替え難い学識経験者等については再任を認め、例外的な取扱いが一般化していたことから、結果として指針に適合していない状況が生じてきました。以上です。

◆吉川守 委員 それでは、これまで指針に適合していない委員を再任してきたことのメリット、デメリットについてもお答えをいただきたいと思います。

◎上田 行政経営課長 メリットといたしましては、委員としての知識、経験等を生かした円滑な審議会運営などが挙げられます。デメリットといたしましては、在任期間の長期化による構成員や意見の固定化などが挙げられます。以上でございます。

◆吉川守 委員 それでは、在任期間が6年または兼職数は4職を超える委員、どれぐらい選任をされていたのか、お答えをいただきたいと思います。

◎上田 行政経営課長 指針の対象となります審議会等につきまして、令和2年7月1日現在、任期の末日時点で在任期間6年を超えている委員は457人、兼職数4職を超える委員は13人です。以上です。

◆吉川守 委員 私のほうでも資料を頂きました。6年から10年未満の方が143人、それと10年以上20年未満の方が258人、20年以上の方が56人、合計で457人、兼職数4職を超える委員とおっしゃられる、プライバシーがありますんで、それぞれの名前は言いませんけども、医師会や薬剤師会や、そしてまた、自治連合会やというようなところが挙げられているという現状があります。

この中で、そしたら、指針に適合していない状況が生じていた原因、これだけたくさんの方々がおられますけれども、これはどこにあるのか、お答えをいただきたいと思います。

◎上田 行政経営課長 行政経営課への事前協議において、指針に適合した運用を徹底できてなかったことが主な原因であると考えています。以上です。

◆吉川守 委員 それでは、指針に適合した運用の徹底を原則とした場合、長年にわたって審議会等の審議に関わり、知識・経験等を積まれた委員が6年で変更することになるけれども、問題はないのでしょうか。たくさんの経験を持って、今まで貢献をされ、いろんなアドバイスをいただいた方々についてですが、この点についてはどうなんでしょうか。

◎上田 行政経営課長 委員の選任に当たりましては、審議会等の所掌事務の内容、審議の進捗状況のほか、指針に適合していない委員の多寡も踏まえまして、例えば、2回に分けて計画的に委員の見直しを行うなど、審議会等の運営に支障が生じないように対応していきます。以上です。

◆吉川守 委員 それでは、市からそれぞれの委員さんに就任を依頼する時点で、指針に適合しなくなった場合は再任しない旨を伝えてこられたのか。長きにわたりますけれども、この点についてはどうなんですか。

◎上田 行政経営課長 これまでは委員への就任依頼時に、在任期間や兼職数について、所管課から説明するよう、行政経営課としても依頼というのはしてきませんでした。見直し後につきましては、在任期間や兼職数の上限を定めた審議会等の設置等に関する指針の内容を委員候補者または推薦を依頼する各種団体に丁寧に説明の上、同指針に適合した委員の選任について御協力を求めるよう、全庁に周知して取り組んでおります。以上です。

◆吉川守 委員 それでは、在任期間や兼職数以外にも、附属機関については女性委員の比率は40%以上60%以下となるよう努める旨が指針に定められていると思いますが、これは遵守はされているのか、遵守されていない場合は、今後、この改正とともに、どのように取り組んでいくのか、お答えをいただきたいと思います。

◎上田 行政経営課長 令和2年4月1日現在、附属機関の女性委員の比率は37.9%であり、40%未満となっております。指針はもとより堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例において、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならないこととされておりまして、附属機関等、市の政策方針決定過程の女性の参画の推進は重要であるため、男女共同参画推進課と連携して、女性委員の積極的な登用を図っていきます。以上です。

◆吉川守 委員 冒頭に、市長のほうから今までの功績というんですか、いろんなアドバイスについて非常に感謝をするというお言葉はいただきましたけれども、委員として、知識・経験等を積まれて、この委員を再任しないということ、規定があります、指針がありますから、このとおりですよというのは分からないわけではありませんけれども、今の短い期

間の中の、議論もせずにやられた場合の中で、あまりにもその委員さんに失礼ではないかなと、私は思いますけれども、この点についてはどうなのでしょう。

◎上田 行政経営課長 指針ですね、見直し後におきましては、委員の選任に当たりましては、再任しない場合には、指針の趣旨や内容を丁寧に説明した上で、これまでの御尽力に感謝の意を十分に伝えるよう、所管課にも求めています。以上です。

◆吉川守 委員 先ほども御紹介をしましたけれども、審議会等の会長という委員のトップにあられる要職に就いておられる方もたくさんおられますし、非常に長い年月にわたって、この職を務められているとお聞きをしております。全ての指針に適合するように、この委員さんについても取扱いをされるのかどうか、この辺もお聞きをしておきたいと思います。

◎上田 行政経営課長 審議会等の会長などにつきましても、指針に適合した運用の徹底を原則としております。この場合においても、審議会等の状況を踏まえ、後任者を見据えて計画的に委員を選任するなど、その運営に支障が生じないよう対応していきます。以上です。

◆吉川守 委員 大学の先生等々、本当に専門的な知識を持った方々が長きにわたって堺の中でアドバイスをしていただき、また、その責務を務めていただいているという状況がございます。我々市議会もそうですけれども、審議会等に議選、市議会の委員の推薦依頼を行っておられますけれども、この場合も指針に適合した運用を行うんですか。市議会の委員の人選に立ち入られるのかどうか、これもお聞きをしておきたいと思います。

◎上田 行政経営課長 市議会に委員の推薦依頼を行う場合は、指針の趣旨や内容を丁寧に説明し、御理解をいただいた上で御協力をお願いするものであり、御推薦いただく委員の人選に立ち入るというものではございません。以上です。

◆吉川守 委員 指針に適合していない委員が一度退任をする。これ6年ということですから、6年で終わられる。一定の期間が経過した場合、再任をするというようなことが考えられるのか、この点についてもお聞かせください。

◎上田 行政経営課長 指針では、空白期間があっても、在任年数を通算する旨は定めていないため、一定の期間が経過した場合は、再任することも可能と考えております。ただし、安易に再任することは、見直しの趣旨に沿わないものと考えております。以上です。

◆吉川守 委員 指針どおり対応できない場合の委員の選任は、どのような手続で行われるのか、これもお聞かせをください。

◎上田 行政経営課長 委員の選任は、指針に適合させることを原則としておりますが、やむを得ず指針どおり対応できない場合は、個々具体的に判断することとしています。具体的な手続としては、委員の選任に当たり、委員候補者の在任期間、兼職数等が指針に適合しているかを確認するため、審議会等の所管課には、相手方に依頼を行う前に行政経営課に事前協議を行うよう求めています。指針に適合していない場合につきましては、事前協議において、委員候補者の再考を求めるなど、委員の選任の見直しを行う前よりも時間をかけて協議を重ねております。協議の結果、やむを得ず指針どおり対応できない場合には、所管課から、担任副市長に説明の上、市長に確認した後、委員の選任を行っております。以上です。

◆吉川守 委員 指針どおりに対応できない場合は、個々具体的に判断するということは、こういうルールというのは、それぞれがそれぞれの場合で判断するということで、ルールはないんですか。ルールは必要ないんですか。

◎上田 行政経営課長 ルールにつきましては、その指針、4職、在任期間6年を限度というのが原則となっておりますので、それがルールとして選任のほう行ってまいります。

ただ、審議会等の状況としましては、例えば、大半の方がもう既に4職、6年を超えている方が委員さんになっていただいているというような状況もありますので、その場合、皆さんを再任のときにお替わりいただくというような状況になってしまいますと、そもそも審議会の目的が果たせないというような状況もございますので、そういう場合につきましては、個々具体の個別の審議会の状況をもって判断するということになってございます。以上です。

◆吉川守 委員 ということは、所管課のほうの責任というんですか、ここが推薦をし、ということでしょうか。

◎上田 行政経営課長 委員の選任の手続でございますけども、所管課において行っております。行政経営課との事前協議の後、原則として、所管局長の決裁により選任をしております。ただ、行政経営課としましても、事前協議に当たりましては、指針に適合した運用がなされるよう、制度所管課としての役割を果たしております。以上です。

◆吉川守 委員 最初に、冒頭にも言いましたが、それぞれお願いをしているのは、行政側からお願いをしていることがほとんどであろうと思いますし、その中で一生懸命に長きにわたって市のために貢献をしていただく方はたくさんおられ、識者の方や、そしてま

た経験の豊かな方がいろんなアドバイスをいただいているという中では、私としては、もうちょっと議論が欲しかったなという思いです。

早急に決めるのではなしに、やっぱりそれぞれの意見を聞きながら、お互いにお話をしながら、その方向性を決めていくということが大事であろうと思います。そんな意味の中でも質問をさせていただいたんですけども。

一連の質疑を聞いて、市長、どのようにお考えなのか。冒頭にはお聞きはしましたが、でも、本当に感謝の思いを皆さん方にお伝えせないかなと私自身も思っていますし、市長自身のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

◎永藤 市長 女性委員の比率のお話もいただきました。私は、今改めて感じているのは、これまでの堺市政の目標に対する達成の意識の希薄だと考えています。立てた目標はきちんとそれを達成に向けて行動を進めていくということが大切だと考えています。

今回の委員の皆さんの選任につきましても、6年ということを定めているのであれば、例えば、委員に携わっている方々で、次の、じゃあ会長さんには誰になっていただくかということ想定しているならば、全員が、例えば、1年目であったり、全員が6年であったりということは、恐らくなかったと思うんですね。ですから、きちんと定めたルールに対してコミットをしていく。それを目標達成するんだという思いを持って運営していく必要があると思います。

今回に関しましては、全てルールにのっとらないものについては、事例については、私は確認をしております。そして、今回は難しくとも、例えば、今回も全て、1年目の方で、6年されている方が抜けると、会としては弱くなってしまうということがあれば、では次の見直しのときには、その中で会長を決めてくださいと。ですから、その場合は、例えば、次回であったり、段階的にもしておりますが、やはりルールというものは運用する、きちんと守るということを前提にしなければ成り行かなくなりますので、その点については、絶対にこれを今回でばさっと、何があっても、不具合が生じてもやるというわけではありませんが、可能な限り、ルールはのっとるように行動していきたいと考えています。

◆吉川守 委員 ありがとうございます。しっかりと私自身もルールを守ること、大事であろうと思いますし、徹底してそれをやっていただきたいとは思いますが、今まで貢献された方への感謝の思いを、特に所管も含め、市長も含めて持っていただくことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。